

1. 目的

富山県都市計画審議会の開催にあたっては、傍聴用資料を紙媒体で印刷し配布してきたところですが、環境負荷の低減及び業務効率化を目的として、傍聴用資料のペーパーレス化を試行しています。試行にあたっては、下記のとおり運用とします。

2. 運用方法

2-1. 受付について

- ・受付にある受付名簿に氏名を記入後、入場案内を受けてください。

2-2. 審議会資料の入手について

- ・各自持参いただいたタブレット端末等を使用し、受付にある QR コードを読み込むことで、審議会資料（次第、配席図、条例、運営要綱、公開要領、情報公開条例、個人情報保護条例、議案書・参考資料）をダウンロードできます。
- ・ダウンロードは、審議会開始 30 分前から可能となります。

2-3. 審議会中における資料の閲覧について

- ・審議会中における資料の閲覧は、各自持参のスマートフォン、タブレット等の電子端末を使用してください。

※スマートフォン・タブレット等の電子端末は鳴動しないよう設定し、通話を行わないでください。報道関係者以外は写真撮影、録画、録音等は禁止しています。

2-4. 審議会開始までにダウンロードが間に合わない、もしくは当日タブレット端末等を持参し忘れた場合

- ・事務局までご連絡ください。審議会中は資料閲覧用タブレット端末を貸与または紙資料をお渡します。（ただし、数に限りがあります。）
- ・審議会終了後、事務局貸与の端末を受付へ返却してください。また、審議会資料の再ダウンロード等は事務局にて個別に対応いたします。

3. その他

本要領は、「富山県都市計画審議会の公開に関する取扱要領」および「傍聴要領」に基づく試行運用です。

試行を通じてペーパーレス化の手法における課題を抽出しており、本要領は随時見直し、必要に応じて傍聴要領等の変更を検討するものとします。